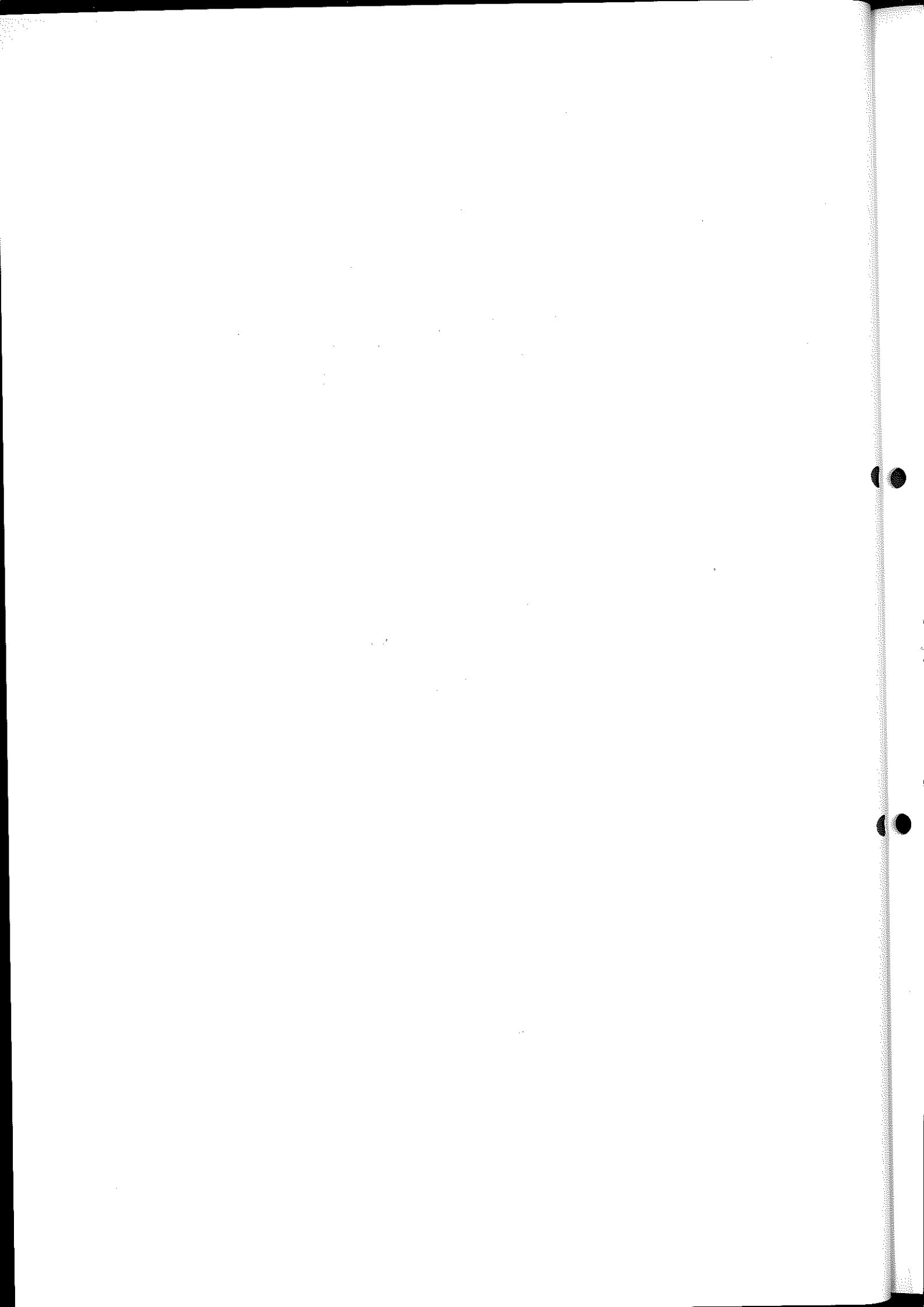


市 会 議 案

令和2年5月臨時会（令和2年5月15日提出）

名 古 屋 市



目 次

令和2年承認第2号	名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について……………	1頁
令和2年承認第3号	名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について……………	21頁



令和 2 年承認第 2 号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和 2 年 4 月 1 日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第50号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

（名古屋市市税条例の一部改正）

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第20条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者であるもの」を削る。

第33条第 1 項中「同様とする」を「同じ」に、「、第 5 項及び第 7 項から第 9 項」を「から第 6 項まで及び第 8 項から第10項」に、「によって」を「により」に、「本節」を「この節」に改め、同条第 2 項中「第 343 条第 6 項」

を「第343条第7項」に、「によって」を「により」に改める。

第35条の2第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第37条の2第3項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に、「によって」を「により」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第46条中「第343条第8項」を「第343条第9項」に、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「同条同項」を「同項」に、「によって」を「により」に、「第343条第6項」を「第343条第7項」に改める。

第78条の2第1項中「によって」を「により」に、「第343条第7項」を「第343条第8項」に改める。

附則第14条の6第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を

同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項を同条第19項とする。

附則第19条第2項及び第3項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(名古屋市市民税減税条例の一部改正)

第2条 名古屋市市民税減税条例(平成23年名古屋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「100分の39」を「100分の9」に改める。

(名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例(以下この項において「新条例」という。)第20条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第20条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第2項第2号に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対して課する固定資産税については、第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第14条の6第2項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、旧条例附則第14条の6第17項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正後)
改正前

1 名古屋市市税条例 (抜すい)

(個人の市民税に係る給与所得者の^{扶養親族申告書}
扶養親族等申告書)

第20条の2 (略)

2 }
3 } (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の^{扶養親族申告書}
扶養親族等申告書)

第20条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出する義務がある者で市内に住所を有するもの又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける市内に住所を有する者で扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有するもの

若しくは~~単身児童扶養者であるもの~~は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「申告書」という。)を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 (略)

(固定資産税の納税義務者)

第33条 固定資産税は、法第343条第1項の固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下^{同じ}~~同様とする。~~)の所有者(同条第4項^{から第6項まで}~~、第5項~~及び^{第8項から第10項}~~第7項から第9項~~までの場合にあつては、それぞれの規定^{により}~~によって~~所有者

とみなされる者をいう。以下^{この節}_{本節}において同じ。)に課する。

- 2 法第343条^{第7項}_{第6項}に規定するところにより、土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る地域内の土地（仮換地等又は仮使用地に係る場合は、当該地域のうち、市長の指定する地域内にあるものに限る。）については、同項の規定^{により}_{によって}所有者とみなすことができる者を前項の所有者とみなす。

第35条の2 法第349条の3^{第27項}_{第28項}に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

- 2 法第349条の3^{第28項}_{第29項}に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

- 3 法第349条の3^{第29項}_{第30項}に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税)

第37条の2 (略)

- 2 (略)

- 3 前2項の固定資産税について、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第15条の3^{第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項}_{第2項}の規定により

区分所有者の全員が協議して定めた補正の方法を市長の定めるところ^{により}_{によつて}

て申し出た場合においては、^{これらの規定}_{同項}の定めるところにより当該補正の

方法^{により}_{によつて}行うことができる。

(固定資産の申告)

第46条 法第383条の償却資産の所有者（法第343条^{第9項}_{第8項}の場合にあっては、

同項の規定^{により}_{によつて}所有者とみなされる者をいう。）は、法第383条に規定する事項を記載した申告書を1月31日までに市長に提出しなければならない。

(仮換地等又は仮使用地に係る報告)

第47条 市長は、第33条第2項の規定により市長の指定する地域について_{同条}

同項の規定^{により}_{によつて}所有者とみなされた者の1月1日現在における法第343

条第7項に規定する仮換地等及びこれに対応する従前の土地又は仮使用地の地番、地目及び地積その他必要な事項の報告を1月31日までに、当該地域の土地区画整理事業又は土地改良事業の施行者から徴しなければならない。

2 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第78条の2 特別土地保有税は、法第585条第1項の規定により、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（同条第5項の場合にあっては同項の規定により準用される法第73条の2第10項又は第11項の規定により、法第585条第6項の場合にあっては同項の規定により準用される法第343条第8項の規定により、土地の所有者又は取得者とみなされる者をいう。以下この節において同じ。）に課する。

2 (略)

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{2}{3}$ 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

$\frac{3}{4}$ } (略)
 $\frac{5}{6}$ }

$\frac{6}{7}$ 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{7}{8}$ 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{8}{9}$ 法附則第15条^{第27項}_{第30項}第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{9}{10}$ 法附則第15条^{第27項}_{第30項}第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{10}{11}$ 法附則第15条^{第28項}_{第31項}第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{11}{12}$ 法附則第15条^{第28項}_{第31項}第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{12}{13}$ 法附則第15条^{第30項}_{第33項}第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{13}{14}$ 法附則第15条^{第30項}_{第33項}第2号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

$\frac{14}{15}$ 法附則第15条^{第30項}_{第33項}第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{15}{16}$ 法附則第15条^{第34項}_{第38項}に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

$\frac{17}{17}$ 法附則第15条^{第40項}に規定する条例で定める割合は、10分の7とする。

$\frac{16}{18}$ 法附則第15条^{第38項}_{第44項}に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{17}{19}$ 法附則第15条^{第39項}_{第45項}に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{18}{20}$ 法附則第15条^{第41項}_{第47項}に規定する条例で定める割合は、0とする。

$\frac{19}{21}$ (略)

(譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 (略)

- 2 昭和63年度から^{令和5年度}_{令和2年度}までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の

譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得（第4項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る市民税の所得割については、同条第4項に規定するところによる。

- 3 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける第1項に規定する譲渡所得に係る市民税の所得割について準用する。

4 }
5 } (略)

2 名古屋市市民税減税条例附則（抜すい）

- 5 市税条例第8条第3号又は第4号の市民税の納税義務者が、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する事業年度において次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円以上である場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度（以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の市民税額（名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の69（当該寄附金が第1号に該当し、かつ、法附則第8条の2の2第1項に規定する特定寄附金にも該当する場合には $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{9}{39}$ ）に相当する額（以下この項において「減免額」という。）を減免する。この場合において、当該減免額が、当該納税義務者の当該寄附金支出事業年度の市民税額の100分の2.5に相当する額を超えるときは、当該減免額は、当該100分の2.5に相当する額とする。

- (1) }
 } (略)
(4) }

- 3 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第1号）
（抜すい）

（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第3条 削除
名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第1項第5号中「寡夫」の次に「、単身児童扶養者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) }
(2) } (略)

- (3) 削除
第3条の規定及び附則第3項の規定 令和3年1月1日
(4) (略)

- 3 第3条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例の規定は、令和3年度
以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市
民税については、なお従前の例による。

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法 (昭和25年法律第226号) 抜すい 新旧対照 $\left(\begin{array}{l} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{array} \right)$

(個人の市町村民税に係る給与所得者の $\left(\begin{array}{l} \text{扶養親族申告書} \\ \text{扶養親族等申告書} \end{array} \right)$)

第317条の3の2 (略)

2 }
3 } (略)
5 }

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の $\left(\begin{array}{l} \text{扶養親族申告書} \\ \text{扶養親族等申告書} \end{array} \right)$)

第317条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族 (控除対象扶養親族を除く。) を有する者 若しくは単身児童扶養者である者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(1) }
(2) } (略)
(3) }
(3) }
(4) }

2 }
5 } (略)
5 }

(固定資産税の納税義務者等)

第343条 (略)

2 }
5 } (略)
4 }

5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

$\frac{6}{5}$ }
5 } (略)
 $\frac{10}{9}$ }

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)

第349条の3 (略)

$\frac{2}{2}$ }
 $\frac{2}{3}$ } (略)
5 }
 $\frac{33}{34}$ }

附 則

(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除)

第8条の2の2 (略)

2 }
5 } (略)
6 }

7 法人税法第121条第1項の承認を受けている法人が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から $\frac{\text{令和7年}}{\text{平成32年}}$ 3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度の第321条の8第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第321条の13第1項の規定による市町村民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{34.3}{17.1}$ に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第321条の8第24項から第27項まで及び第28項（同条第30項（同条第31項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第31項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

8 (略)

9 連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から $\frac{\text{令和7年}}{\text{平成32年}}$ 3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出

連結事業年度の第 321 条の 8 第 4 項、第 22 項又は第 23 項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第 321 条の 13 第 1 項の規定による市町村民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{34.3}{17.1}$ に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第 321 条の 8 第 24 項から第 27 項まで及び第 29 項（同条第 30 項（同条第 31 項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第 31 項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市町村民税の法人税割額の 100 分の 20 に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該 100 分の 20 に相当する金額とする。

10 }
5 } (略)
14 }

(固定資産税等の課税標準の特例)

第 15 条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者、同法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等又は同法第 68 条の 9 第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人が取得した大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出

又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 2分の1を参酌し

て3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

(当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1)

- (2)
- (3)
- ↳ (略)
- (5)
- (6)

- 3
- ↳
- 19
- 20
- 21
- 20
- 22
- 21
- 23
- 24
- 22
- 25
- ↳
- 33
- 36

- 37
- 34
- 38

- 39

40 都市再生特別措置法第97条に規定する認定誘導事業者が同法第99条に規定

する認定誘導事業（当該認定誘導事業に係る同法第81条第1項に規定する立

地適正化計画に記載された同条第2項第3号に規定する誘導施設を有する建

築物の整備に関するものに限る。)により平成28年4月1日から平成32年3
 月31日までの間に新たに取得した同法第29条第1項第1号に規定する公共施
 設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定
 資産税又は都市計画税の課税標準は、第349条、第349条の2又は第702条
 第1項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産
 税又は都市計画税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税又
 は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画
 税の課税標準となるべき価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以
 下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の
 規定の適用を受ける場合には、5分の4）を乗じて得た額とする。

35 }
 41 }
 5 }
 44 }
 50 } (略)
 45 }
 5 }
 49 }

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
 道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第34条の2 (略)

2 }
 3 } (略)

4 昭和63年度から $\frac{\text{令和5年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所
 得割の納税義務者が前年中に前条第4項に規定する譲渡所得の基因となる土
 地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該

当するときにおける同項に規定する譲渡所得（附則第34条の3第3項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割の額は、前条第4項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) }
(2) } (略)

5 前項の規定は、昭和63年度から $\frac{\text{令和5年度}}{\text{平成32年度}}$ までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第4項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項 $\frac{\text{第13号}}{\text{第12号}}$ から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実にあると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第4項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6 }
5 } (略)
12 }

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則（抜すい）

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) }
5 } (略)
(10) }

（市町村民税に関する経過措置）

第12条 (略)

2 }
5 } (略)
4 }

5 新法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新法第 317 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

6 }
5 } (略)
10 }

11 新法附則第 8 条の 2 の 2 第 7 項及び第 9 項の規定（同条第 1 項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 14 条 (略)

2 }
5 } (略)
7 }

8 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された旧法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 }
5 } (略)
16 }

17 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 (略)

(都市計画税に関する経過措置)

第18条 (略)

2 }
3 } (略)
4 }

5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) 抜すい

(法第352条第2項の割合の補正等)

第15条の3の2 (略)

2 }
3 } (略)

4 第2項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第7条の3の2第4項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

5 第3項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法(当該補正を行わないこととするものを含む。)を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物に係る不

動産取得税について第7条の3の2第5項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

令和 2年承認第 3号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決
処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1項の規定に基づき、名古屋
市介護保険条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和 2年
3月31日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第 3項の規定により、議会に報告し、その承認
を求める。

令和 2年 5月15日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第49号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように
改正する。

第 7条第 2項第 1号及び第 2号中「 9,587円」を「15,340円」に改め、同項
第 3号中「 9,587円」を「19,174円」に改め、同項第 4号中「 1,917円」を「
3,834円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定は、令和 2年度分の
保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例に

よる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (~~現 行~~ 改正案)

名古屋市介護保険条例 (抜すい)

(保険料率及び保険料の額)

第 7 条 (略)

2 次条の規定による算定を行った結果、前項第 1号から第 4号までに該当するに至った者に係る保険料の額は、次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 前項第 1号に該当するに至った者 $\frac{15,340\text{円}}{9,587\text{円}}$

(2) 前項第 2号に該当するに至った者 $\frac{15,340\text{円}}{9,587\text{円}}$

(3) 前項第 3号に該当するに至った者 $\frac{19,174\text{円}}{9,587\text{円}}$

(4) 前項第 4号に該当するに至った者 $\frac{3,834\text{円}}{1,917\text{円}}$

3 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）抜すい 新旧対照

(改正後)
(改正前)

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 (略)

2 }
3 } (略)
4 }

5 第 1項第 1号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から $\frac{10分}{10分}$

の $\frac{2}{1.25}$ を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

6 第 1項第 2号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から $\frac{10分}{10分}$

の $\frac{2.5}{1.25}$ を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

7 第 1項第 3号に掲げる第 1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第 146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から $\frac{10分}{10分}$

の $\frac{0.5}{0.25}$ を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。



